

秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例の一部を改正することについて

秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年9月5日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

鶴巻温泉弘法の里湯の附属施設である駐車場の使用料について、その表記を「利用料」に改めるとともに、その額を規則で定めるため、改正するものがあります。

秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例の一部を改正する条例

秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例（平成13年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（使用料等の額）」に改め、同条中「共用施設、専用施設及び駐車場」を「共用施設及び専用施設」に改め、同条に次の1項を加える。

2 駐車場の利用料の額は、規則で定める。

第6条の見出しを「（使用料等の納付時期）」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料」に改める。

第8条の見出しを「（使用料等の不還付）」に改め、同条本文中「既納の使用料」の次に「及び利用料」を加える。

第15条中「共用施設、専用施設又は駐車場の使用者」を「共用施設若しくは専用施設の利用者又は駐車場の利用者」に改める。

別表附属施設の部を削り、同表備考第2項を削り、同表備考中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表備考第5項中「（駐車場については、30分未満）」及び「（駐車場については、30分）」を削り、同項を同表備考第4項とし、同表備考中第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号 秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><u>(使用料等の額)</u></p> <p>第5条 <u>共用施設及び専用施設</u>の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>駐車場の利用料の額は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(使用料の額)</u></p> <p>第5条 <u>共用施設、専用施設及び駐車場</u>の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p>
<p><u>(使用料等の納付時期)</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場の<u>利用者</u>は、自動車を駐車場から出場させるときに<u>利用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p><u>(使用料の納付時期)</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場の<u>使用者</u>は、自動車を駐車場から出場させるときに<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p>
<p><u>(使用料等の不還付)</u></p> <p>第8条 既納の使用料<u>及び利用料</u>は、還付しない。ただし、共用施設又は専用施設を使用するものの責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、共用施設又は専用施設を使用するものの責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 <u>共用施設若しくは専用施設</u>の使用者又は駐車場の利用者は、弘法の里湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 <u>共用施設、専用施設又は駐車場</u>の使用者は、弘法の里湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</p>

別表（第5条関係）

区分	単位等	使用料
(略)		

備考

1 (略)

2・3 (略)

4 使用料が時間により定められている場合において、現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間として計算する。

5-8 (略)

別表（第5条関係）

区分	単位等	使用料	
(略)			
附属 施設	駐車場の使 用料（開館 時）	<u>1時間まで</u> <u>1時間を超えるとき、</u> <u>30分につき</u>	<u>150円</u> <u>100円</u>
	駐車場の使 用料（閉館 時）	<u>30分につき</u>	<u>100円</u>

備考

1 (略)

2 開館時とは規則で定める使用時間を、閉館時とはそれ以外の時間をいう。

3・4 (略)

5 使用料が時間により定められている場合において、現に使用した時間に1時間未満（駐車場については、30分未満）の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間（駐車場については、30分）として計算する。

6-9 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。